

令和元年6月定例会 総務委員会（付託）

令和元年7月1日（月）

[委員会の概要 経営戦略部・監察局関係]

岡田委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時03分）

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出予定議案について、説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

なし

久山経営戦略部長

6月県議会定例会に追加提出を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の令和元年6月徳島県議会定例会提出予定議案（追加）を御覧ください。

今回、閉会日に追加提出いたします案件は、去る6月14日開会の総務委員会において御説明いたしました、人事委員会委員及び公安委員会委員に係る人事案件に加え、「未知への挑戦」とくしま行動計画の策定に係る、第21号議案でございます。

当案件は、本県の新たな総合計画として「未知への挑戦」とくしま行動計画を策定することについて、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条第1項の規定により、議決をお願いするもので、明日、7月2日の総務委員会におきまして、政策創造部から詳細に御説明いたしますので、十分、御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

追加提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

なお、報告事項はございません。

よろしくお願い申し上げます。

岡田委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岩丸委員

私のほうから、職員の処分に係る情報開示について、質問させていただきます。

先般の徳島新聞6月28日に、懲戒処分には至らない職員や教員への文書訓告などの内部処分を、情報公開の対象外としていることが分かったというような報道がなされておりますが、現状についてお聞かせいただきたいと思っております。

黄田経営戦略部次長

ただいま、職員処分に係ります情報開示について、御質問いただいております。

職員の処分につきましては、地方公務員法第29条に基づきます免職、停職、減給及び戒告の4種類を懲戒処分として、また、懲戒処分には至らない規律違反などに対しまして、文書訓告、嚴重注意及び口頭注意の3種類を服務上の措置として実施しているところでございます。

職員の処分に関します情報公開につきましては、懲戒処分につきましては、事案の重大性や社会的な影響に鑑み、事案の概要、職員の所属名、職名、年齢、性別、処分の内容また処分年月日といった全ての内容を公表しております。また、免職と停職の場合には、氏名まで公表しているところでございます。

一方、服務上の措置につきましては、事案の重大性や社会的な影響等、職員個人の権利利益等を比較考慮し検討した上で、個人に関する情報で特定の個人を識別するおそれがあること、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、徳島県情報公開条例第8条に基づきまして、これまで情報公開の対象外として対応してきたところでございます。

岩丸委員

今、服務上の措置については、徳島県情報公開条例第8条に基づいて情報公開の対象外として対応してきたということですが、これまで服務上の措置というのは、どれくらい実施をされてきたのでしょうか。

黄田経営戦略部次長

知事部局におけます、服務上の措置の件数でございます。

ここ直近の3年間の件数につきまして申し上げますと、平成28年度につきましては7件、平成29年度が13件、平成30年度が20件の措置を講じておるところでございます。

岩丸委員

先ほどの説明の中で、職員個人の権利利益の擁護、これについては確かに重要と思いますが、一方でどこまでこういった情報を開示していくのかは非常に難しいところで、県民の知る権利を保障する点では、大変その分け方は難しいのではないかと思うところであります。今後、どのように対応していくつもりでしょうか。

黄田経営戦略部次長

これまで服務上の措置につきましては、先ほど御説明させていただきましたように、個人に関する情報で特定の個人を識別するおそれがあること、また、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、徳島県情報公開条例第8条に基づきまして、情報公開の対象外として対応してきたところでございます。

ただ、今、議員からお話もありましたとおり、県民の知る権利を保障し、更に公正で開かれた県政を推進していくことにつきましては、非常に重要なことと認識しているところでございます。今後、国や他県の状況を参考にしつつ、職員個人の権利利益、それから県

民の知る権利、両方のバランスを考慮した上で、公開の方法につきまして前向きに検討してまいりたいと考えております。

あわせて、職員の不祥事根絶に向けましては、全ての職員、職場の隅々まで高い倫理意識が深く浸透、定着し確立されますよう、コンプライアンスの取組につきましても引き続き、粘り強く実施してまいりたいと考えております。

岩丸委員

この6月28日の報道の中で、徳島県以外の他県のことについても載ってございますが、今、御説明にあったとおり、国や他県の状況を参考にして公開の方法を検討するというところでございます。確かに、先ほどのお話のとおり、職員個人の権利利益と県民の知る権利のバランスは難しいのではないかと思います。できるだけ真剣に情報公開に向けて前向きに検討していただければと思っております。

扶川委員

私も職員の処遇のこと、情報公開のことでお伺いをいたします。

今、岩丸委員がおっしゃったように、私も、前向きに公開の方向で取り組んでいただきたいと思います。その関係で、他県の状況なども見てみましたので、具体的にお尋ねしたいと思います。

公開によって円滑な人事に支障を来すとか、特定の個人が識別できる可能性があるとかという説明をされていますけれども、抽象的すぎると思うのです。県民の知る権利を保障する、それから情報公開制度というのは、住民訴訟、住民監査請求という、住民の参政権を保障するための前提となる非常に大事な制度でありまして、それがなければ住民訴訟も住民監査請求も成り立たない。最大限、原則公表で運用して、例外的に個人情報に関わることや業務の執行に差し支えが出ることに等、公開できない内容というのが定められているわけです。

したがって、その例外を適用するに当たっては、一つ一つ個々の事案に応じて具体的に検討しなければいけないと思っております。先ほどの説明では抽象的すぎます。もう少し、一体どうやって識別できるのか、どうして公正な人事に支障が生じるのか、説明いただきたいと思っております。

黄田経営戦略部次長

情報公開に当たっての、これまでの対応関係の御質問でございます。

繰り返しになりますが、懲戒処分につきましては、事案の重大性や社会的な影響に鑑みまして全て公表しておるところでございます。一方で、サービス上の措置につきましては、やはりこの事案の重大性や社会的な影響等、職員個人の権利利益を比較考慮、検討した上で、これまで特定の個人の識別のおそれがあること、それから公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという形で個別に判断いたしまして、徳島県情報公開条例に基づきまして、情報公開の対象外としていたところでございます。

扶川委員

だから、その中身が分からないと、どう差し支えるんですか、どう識別できるんですか。

県警察はどうしているのか聞きました。説明を受けると、年月日、所属長注意であるとかという処分の内容、階級、それから、当職員は令和何年何月頃から令和何年何月頃までの間、県内において誰それに対して不適切な言動をした等、公表しているわけですよ。それで何の差し支えもない。どうして県警察の判断基準と知事部局の判断基準が違うんですか。おかしいと思います。

これで個人情報を知ることができる、私は思いません。この内容を把握しているのは何たって人事当局ですから、公正な人事の執行に支障が生じるわけがない。既に知っていることですから。誰かがその人事について、あいつはけしからんから何とかしろみたいな文句を言うということですか、想像できないのですけれど。これ以上、詰めても同じ答弁でしょうから、これ以上言いませんけれど、説明できませんということはつまり、情報公開の適用外とするべきではないんです。

愛媛県の例も先進的だと報道で紹介されておりましたので、実際に見てみました。これは非常にすごい。内容も詳しく書かれています。警察で申し上げたのと同じように、処分年月日、処分内容、処分者、例えば教諭、校長、係長級職員である等、処分の事由が大体四、五行ぐらいにわたって発表されています。これが、ホームページに載っているというのがすごいです。情報公開で取れるものだったら、ホームページに載せたっていいですよ。どちらにしても県民が手に入れることができるものですし、マスコミも必要によって手に入れることができるものですから。

このくらい前向きな取組をすべきです。そうやって初めて胸を張って情報をオープンにしている県だと言えるのだろうと思うんです。この点、検討する中で、ホームページに公表するという含めて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

黄田経営戦略部次長

今後の対応についての御質問でございます。

先ほど、岩丸委員からの御質問に対して御答弁をさせていただきましたけれども、今後、国や他県の状況を参考にしつつ、職員個人の権利利益と県民の知る権利、両方のバランスを考慮した上で、公開の方法につきまして、前向きに検討してまいりたいと考えております。

扶川委員

前向きに検討してください。前向きの中に、ホームページの公開も全部入れてください。強く要望しておきたいと思います。

この際、情報公開制度のほかの問題についても、少し触れさせていただきたいと思いません。情報公開しようと思ったら、情報公開の対象となる情報が存在していなければならぬ。公文書を公開しようと思ったら、公文書がそもそも作られてないものは公開請求しても出てこないんです。それで、私が前々からずっと疑問に思っていた、私自身が控訴しなかったのが裁判が終わりましたけれども、住民訴訟までいった、知事の公用車の問題です。

県の公用車の管理規則によりまして、職員が公用車に乗りますと、県有車両使用簿が作成されるのは皆さん御存じのとおりです。この県有車両使用簿には、運転者、同乗者氏名、使用年月日、使用時間が何時から何時まで、行程が例えばホテルグランドパレス、用務が阿波女子何とか医科大学サポート専門家ミーティング等と書いてあります。これは、とくしま文化振興課のものですけれど、具体的に書いてあります。それから、走行距離も書かれている。同じ日に複数の場所に使いますと、その違った中身、8時から10時半までは鳴門市に行きました、10時半から12時までには徳島市の教育会館に行きました、それぞれかくかくしかじかの用事をしましたと書かれているんです。

こういうものを作る意味合いというのは、例えば公用車が私用で使われたりして、県有財産が不正に使われたりしないように防止する意味合いがあると思うんです。これは、県が規則で定めている様式です。

ところが、別にほかに規則があるわけではなく、知事の公用車に関する県有車両使用簿で、こう書いてあります。運転者氏名が誰それ、運転者ですね、同乗者が知事と係長、使用年月日、時間が何時から何時まで、ところがこの時間がすごいです。例えば、平成28年5月14日、8時50分から晩の20時まで使っている。行き先は三好市、用務は自動車の運転と書いてある。この違いは何ですか。これは、自動車の運転用務なのですか。要するに、ドライブに行ったのですか、そうではないでしょう。何かの目的で、知事ないし係長の秘書を乗せて、三好市だけのはずがありません。朝から晩まであちらこちら行っているわけでしょう。それをこんな記録でいいのですか。

とくしま記念オーケストラの問題で、川岸さんと知事がどこかで面会されたのではないかと、会食の回数も出てこなかったのも、私は委員ではありませんでしたから調べる方法がないので、こういう形で情報公開請求をして、どこかで知事が会食してないか確認しようとしたんです。全然確認のしようもない、おかしいですよ。管財課の方もおいでるのでお聞きしますけれど、ダブルスタンダードになっていませんか。お尋ねいたします。

坂東管財課長

扶川委員から先ほどお話があったとおり、県有車両使用簿において、県有車両の運行を管理しております。

先ほど委員からございましたように、事前に運転者同乗者の氏名や使用日時、行程、用務を記入して、出張後には走行距離を記入して、所属長の確認を受けるといったような様式になっております。記入方法につきましては、徳島県県有車両管理規則には詳しく載っておりませんので、いろいろな過去の経緯を受けまして、平成24年の1月くらいから管財課が書き方について、行程欄は市町村名だったところを各施設名を書くとか、用務欄については、例えば総務用務とか簡単に書くのではなく、何々協議、何々会議等といったふうを書くよう、改善する旨の周知を行ったところではございます。

先ほど、知事の公務で使うときの県有車両使用簿の書き方、表示の方法についてでございますけれども、原則は、先ほど述べたとおりでございます。しかしながら、知事の公用車の出張行程管理等については、かなり多い日には7回も8回も1日で出入りがあるような、着いてからも数分後に出発したり等、急な用務が入ることもあり非常に多忙な中で、その都度なかなか予定を記載するには膨大な手間と時間を要するのではないかといたこ

とを勘案しまして、管財課としては、他の県有車両の記載方法と同様の詳細な記入を求めるまでの必要はないかと考えておるところでございます。

扶川委員

その都度といっても、運転手は業務先に付いて行って部屋の中に入るわけではないですよ。秘書も、移動中にはずっと書き物をしているわけではないですよ。このくらいのもを書くのに、手間が掛かるからと省略したらいけませんよ。私は、知事が不正な車の利用をしていると言っているのではないのですよ、疑問のある利用をした例があったではないですか。東京都の舛添前知事が、県有車両を使ったお金を返したということがあったから、全国の知事は襟を正さないといけないわけです。

特に、飯泉知事に関して言えば、とくしま記念オーケストラの問題があったから、これからは県民から疑われないように、正々堂々といつも証拠をそろえて説明ができるようにしておくべきだと。それができてないやり方というのは、問題だと思う。

ついでに申し上げておきますけれど、もし県の職員が偽ってこういうものを書いて、あるいは書かずに車を使用した場合に、それなりの処分対象になると思うし、その分の費用を返せということにもなるのだろうと思うのですが、そのあたりはいかがでしょう。

黄田経営戦略部次長

公用車の使用に関しての御質問でございますけれど、公用車につきましては、当然公務のために使用するものでございまして、それぞれの所属におきまして適正に管理、使用がなされているものと認識しているところでございます。

仮に、そういう事案が発生した場合ですけれども、事実関係を十分に確認した上で、適切に対応してまいりたいと考えております。

扶川委員

適切な対応の中には、先ほど議論になった処分も入ってくるだろうし、弁償という話も出てくると思うんです。仮に、公用車を私用で走ったことになると、わずかなお金かも分かりませんが、ガソリン代も戻していただかないといけないでしょうし、知事についても同じです。同じことが起こらないとは言えない。

それから、はっきり言って、この記載のやり方自身をごまかしですよ。運転用務って何ですか。職員の記録で、運転用務と書いていいのですか。グランドパレスへ運転用務で行きました、この人だって運転手がおりますよ。運転手が使った記録を書くのだったら、ここも運転用務であるべきです。ではなくて、何の目的で行ったか、何時から何時まで行ったかと書くでしょう。知事のも当然、改善するべきですよ。何の目的で、どこへ何時から何時まで行ったと、手抜きしないできちんと県が職員宛てに作っているのと同じようなルールに従って記録していただきたい。今後、どうするかお尋ねしたいと思います。

佐藤秘書課長

扶川委員から、知事の公用車の県有車両使用簿の記載についての御質問でございます。

知事の公用車につきましては、徳島県の所有に属する自動車ということで、徳島県県有

車両管理規則に基づきまして、県有車両の管理、県有車両使用簿による運行等を行っているところでございます。

県有車両使用簿の記載方法につきましては、公用車の使用については、規則の中で規定しております様式がございます。これは、先ほど扶川委員からもお話がありました様式がございます。運転者の氏名、使用年月日、使用時間、行程、用務等を記入することとなっております。知事等の公務に使用する専用の公用車につきましては、規則で定められた様式の中で、知事の用務の場合は1日でたくさんの行事があることや、何度も万代庁舎から行事先や出掛けた行事先からまた新たな行事先へと使用するようなケースがございます。そうした用務の関係で、行事先到着後のまた数分後には新たに向かうケースも多々ございます。そうした状況がございますことから、県有車両使用簿の記載につきまして、最も遠い市町村名のみを記載するという一方で、記載を一部簡略化させていただいているところでございます。

また、自動車運転用務と記載させていただいている部分につきましては、専任の運転手が運転用務を行ってございますので、運転者の用務としての用務欄の記載をさせていただいているところでございます。

扶川委員

とても納得できません。だから、私みたいに住民訴訟をしても明らかにしたいという人も出てくるわけです。きちんとこういうことが説明されていれば、住民訴訟なんて起こしていません。そういう問題が起こること自体が、説明責任を果たしていない、問題がある運用だということなんですよ。

情報公開の不備の問題で、知事関係でもう1点、気になるところがあります。

これも同じように、とくしま記念オーケストラの関係もあって、知事の行動を把握しようと情報公開請求をした結果ですけれど、ホームページに掲載されています「知事の活動記録」の前提となっている、飯泉知事の1日という資料です。知事の行動を記録した一切の公文書を出してほしいと情報公開請求すると、これしか出てこなかった。これと、知事の公用車の運行状況を比較しますと、同じ日に、こちらに何も書かれていないのに、公用車はしっかり晩まで走っていると、ずれているんです。全く記載がなく、内容が分からず走り回っている時間があるということが分かりました。

そもそも、飯泉知事の1日というのは、県民にプレスするための資料なんでしょう。ですから、知事の公務自体を記録するシステムが徳島県にないのですね。お尋ねしますけれど、一体、知事の公務日程の調整は、誰がどのように相談して、その記録は誰がどう保管しておられるのでしょうか。

佐藤秘書課長

扶川委員から、知事の公務の日程調整についての御質問でございます。

知事の公務につきましては、先ほども申し上げましたように、日々、非常に多くの公務をこなしていただいているところでございます。その調整につきましては、秘書課において、各担当部局からの日程調整の依頼や外部の方からの日程調整の依頼等を踏まえましてさせていただいているところでございます。

その調整の際には、先ほど委員からもお話のありました、県民の皆様には知事の活動を知っていただくという視点で公開をさせていただいております「知事の活動記録」がございます。そうしたものにつながるような資料を基に、調整等をさせていただいているところでございます。

扶川委員

一体、その記録は誰がどのように持っておられるのですか。

佐藤秘書課長

秘書課の担当において、そうしたものを作成しているところでございます。

扶川委員

その文書は、公文書ですか。

佐藤秘書課長

公文書として作成しているものもございますし、それを補足する担当メモとして作成しているものもございます。

扶川委員

そうすると、先ほど私がお見せした「飯泉知事の1日」以外の情報、メモとして書かれているけれども、ここには書かれていないというのがありますよね。そのメモは、情報公開請求したら出てきますか。

佐藤秘書課長

担当として作成しているメモにつきましては、知事の日程を協議する際に作成した、担当が管理しておりますメモでございます。協議後にそれらを保管しているわけではございませんので、情報公開請求を頂いたとしても、公開の対象となるものではないというふうに考えているところでございます。

扶川委員

要するに、一番肝腎のメモのところに、これは県民に広報したいというデータにすぎないんですよ。同じような公務をやっている、これに載っていないのが幾らでもあります。私も住民訴訟の中で確認しましたが、空白のところについて、裁判の中で要求すると出てきました。県とつながりの深い方の身内の結婚式に行っていた、その身内の方の葬儀に行っていた等、それは公務だとおっしゃる。私は異議があるから、それは公務ではないのではないかと申し上げました。少なくとも、公務だとおっしゃるのなら別に隠す必要もないのだから、載せればいいのですよ。個人名を出す必要はないから、県の何々関係者の葬儀に行っていた、結婚式に参加していた等、堂々と出せばいいのですよ。そうすると、要らざる疑いを招くこともない、何で出さないのですか。

佐藤秘書課長

「知事の活動記録」につきましては、知事の1日の活動について、ホームページに公開させていただいているものでございます。先ほども申し上げましたが、知事の活動につきましては、一日一日多くの用務を行っているところでございまして、その活動記録については、県民の皆様を知事の活動を知っていただくことを目的としているところでございます。

知事の活動の中で、例えば内容について、県意思形成過程にあり公表が適切でない場合や相手方の事情を考慮する場合もございまして、そうした場合には公開について一定の制約があることは御理解いただけたらと考えているところでございます。

また、委員からお話のありました、告別式や披露宴の出席という点でございまして、それらにつきましては、一つ一つ個々のケースにより判断がなされるべきと考えているところでございます。なかなか一般論として、ここで申し上げることは非常に難しいものと考えておりますけれども、例えば、これまでの判例等をもとに申し上げさせていただきますと、公務につきましては、地方公共団体としての事務をはじめ、公務を執行する上で関係団体との関係を良好に保ち、信頼関係の維持増進を図る上で社会通念上の範囲内であると認められるものにつきましては、公務という考え方もあるところでございます。

こうした判例等が、一つの判断のよりどころになるものとは考えておりますけれども、先ほど申し上げましたいろんなケース等がございまして、「知事の活動記録」につきましては、現在のような取扱いとさせていただいているところでございます。

扶川委員

意思形成過程の話であるとか、相手方に対する配慮であるとか、それは当然必要です。それは、情報公開制度の中で、そういうものは公開しなくていいと既に決められているもので、最初に申し上げたように、だから記録しなくていいということにはならない。まずは記録しておいて、これは黒塗りにしましょう、これは出しましょうという判断をしてもらわなくてはいけない。

全く記録してないのですか。先ほど申し上げた、いわゆる公用車が走り回っているのに知事の公務がないところについて、記録しないということは、不都合なことをしているのではないかと疑われるのではないですか。公務であれば、きちんと記録すべきです。そして、それを公表するかしないかは、情報公開制度を利用された際に住民に対して、これはこういう理由で公表できない、これはできるとか、そういう対応をすべきですよ、いかがですか。

佐藤秘書課長

繰り返しになりますけれども、知事の1日の公務につきましては、非常に様々な公務があるところでございます。そうした中で、県有車両使用簿の記載、日程調整の際の記録を残すという点につきましても、やはり限界があるものというふうに考えているところでございます。

現在の取扱いの中で、引き続き適正な執行に努めてまいりたいと考えているところでございます。

扶川委員

限界があると思いますけれど、こちらのほうでは、あちらこちら行くから一々書いてられないと。こちらのほうでは、都合のいいところは何時何分、どこへ行った、何をしたまで書いてあるんですよ。全然違うではないですか。活動記録には詳しく、何時何分、どこで何したまで書けるのに、どうして県有車両使用簿には書けないのですか。また、県有車両使用簿に時間帯が記載されているのに、活動記録には書かれていないというのがあれば、当然この間、何をしたのかと疑問が湧いてきます。

それを情報公開請求してもらえるように記録しておいて、住民の皆さんに判断していただく。先ほどおっしゃった、個々に判断する必要があると、そのとおりだと思います。葬儀にしても披露宴にしても、情報公開請求したら出てくる状態にしておかないと、県民が判断できないではないですか。全部、身内の中だけで勝手に判断できてしまうではないですか。これは制度的に運用が間違っています。

こういうことやっている、都合の悪いことを隠していると言われてもしょうがない。私でもそういうふうに疑問を抱きました。私の場合は、その時間帯に川岸さんと知事が会っているのではないかと、強い疑いをもって情報公開請求をしたのかもしれない。でも、一般の県民がそう思ったときに、知る権利を保障されるべきです。知る権利を侵害していると言わざるを得ない。

情報公開を所管している担当課としては、こういう記録の在り方をいかがお考えか、見解をお聞きしたい。

阿地県庁ふれあい室情報公開個人情報担当室長

今、御質問いただいた件ですが、情報公開制度上の公文書としましては、徳島県公文書管理規則第2条第1項にある実施機関の、これは各所属になるのですけれども、この職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、請求時点において実施機関が保有しているものを情報公開上の公文書というふうに考えております。

扶川委員

そうでしょう、作成してなかったら情報公開できないんですよ。請求しても、権利行使できないんですよ。都合の悪い記録を作成しないというのは、私は、秘書課以外にほかの課を余り知りませんので、知事だけ例外というわけにはいきません。

むしろ、知事が率先して、自らの行動を透明に県民に説明できるようにしておいて、その上で情報公開になじまないものは発表できないと、き然とした態度をしたらよろしいと思いますので、今後そのように改善していただくように強く要望して終わります。

達田委員

本会議でも質問させていただいたのですけれども、米軍機の低空飛行に対する県の姿勢について、お尋ねしたいと思います。

この低空飛行をしているという場所ですけれども、いわゆるオレンジルートという所

で、徳島県で言いますと海部郡の辺り、そして那賀町、県西部、そして高知県へと飛んでいくルートであるかと思うのですけれども、一番直近で、2019年の今はたくさん飛んでいるのですけれども、例えば2018年度、何回来て、どういう飛行機が飛んで、どちらを向いて飛んでいったかというのは、県はどのように記録しているのでしょうか。

臼杵総務課長

米軍機の低空飛行に関してでございます。

平成30年度で、どれくらいの回数を飛んだかでございますけれども、全体といたしまして19日、飛行の目撃情報がございます。

また、どのような目撃情報であったかでございますが、市町村や県民の方から目撃情報の提供がありました場合には、日時や場所、通報の件数、航空機の数について、報告又は通報を頂くこととしております。飛行状況につきましても、例えば、機体が大きく見えた、小さく見えたなどの飛行の高度や、どのような方が目撃されたか等の報告を頂きまして、記録として残しているところでございます。

達田委員

本会議でも言わせていただいたのですけれども、かなり低空を飛んでいる、日米合意に反して、山のような所、人家がない所で150メートルより下を飛んでいると。

以前は、人家がある所であっても、300メートルより下を飛んでいたというようなことがずっと続いているわけです。どれくらいの飛行高度で飛んでいるか、きちんと解析をする。そして国に、こんなことでは困りますと具体的に言っていないと、何回飛びましただけでは、なかなか対応してくれないのではないかと思います。

本会議では、高度の解析は国の仕事というようなことをおっしゃいましたけれども、いつまでたっても国が動いてくれないという状況の中で、今までに何回、高度解析してくれますかと国に言ってきたのでしょうか。

臼杵総務課長

米軍機の高度の分析について、国のほうに要請をしたかというところでございます。

県に、米軍機と見られます航空機の低空飛行に関する情報がありますと、その都度、低空飛行の中止について対処されますように、国に要請してきたところでございます。

先般、本会議での御質問でもございましたけれども、6月10日に頂きました資料のものととなりました5月22日の目撃情報は、資料の中では超低空飛行であったと推計がなされていたものでございますが、これにつきましても、国に飛行の中止などを要請してきたところでございます。

外交・防衛に関することは、国の専管事項でございまして、飛行機の低空飛行の訓練につきましても、日米の安全保障条約、地位協定によりまして、実施されているものでございます。この米軍機の低空飛行に関する実態調査につきましても、そもそも国の責任において行われるべきものであると認識しております。

引き続き、県といたしましては、県民の皆さんの安全安心を確保するために、米軍機と見られます航空機の低空飛行に関する情報があった場合には、国に対して対処されますよ

う、しっかりと申し述べていきたいと思っております。

達田委員

米軍機が飛んでいるという場所が、徳島県で言えば県南部、また西部地域とか人口が少ない所であるから、余り危機感を持っていないのではないかと思えて仕方がないのです。四国では事故が4回もあるわけです。早明浦ダムに墜落したり、高知県沖に墜落して6名の方が亡くなったり、いろいろ事故が起きている。そして今、県南部で飛んでいる分についても山すれすれに飛んで、住民の方が、あんな飛び方をして山にぶつからないかと思うぐらいに、あっという間に飛んでいくんだと。万が一、事故でも起きたらどうなるのだろうか、ひやひやして不安をもって見ているわけです。その声を届けなければいけないと思うのですけれども、余りにも米軍の訓練だからと重要視して、県民の声をきちんと届けていないのではないかと思います。

高知県では、非常に危ない低空飛行をしているということで、高知県として、米軍機の低空飛行に関するホームページを設けて、各市町村に、もし低空飛行を見掛けたら教えてくださいというようなことのお知らせをしています。ホームページの中に、こういう飛行機が飛んでくるかも分かりませんので写真も載せて、届出の用紙まで付けてダウンロードできるようにして、その寄せられた情報のうち、米軍機であると判別できたものについては、全部リストにして住民の方に知らせているのです。そして、私も見たというような方がいたら、各市町村に届出を出してもらったら、県が集約をして、ホームページに載せていくということがきちんとできているんです。

高知県の知事も、米軍機の低空飛行は困りますという立場ではありますけれども、大前提として、日米安全保障は極めて重要ですよという考え方のほうで、そこは同じなんです。ですから、安全保障環境の中で日米安保の実効性を高めるという意味において、全ての訓練を否定するものではありませんと高知県知事は言っているんです。徳島県の場合は、ここだけを強調して、なかなかきっぱり言えない。しかし、高知県の場合は、住民が不安を覚えるような飛行については、きっちりとやめてもらうしかないのと繰り返し訴えてきたということなんです。

そして、オレンジルート上というのは、お医者さんも遠いと。海部病院もあるのですけれども、海部病院だけでは対応できないようなものもあるかも分かりません。そこでは、ドクターヘリや緊急の場合の防災ヘリも飛んでいるわけです。その安全を保障するという意味で、事前に米軍機がどこを飛んでくるのか、いつ飛ぶのか、きちんと知らせてもらいたいということも申入れをしているわけなんです。

徳島県の場合は、そういう県民の安全を守る、ドクターヘリや防災ヘリの飛行の安全を守るという立場で申入れをしたことはあるのでしょうか。

臼杵総務課長

米軍機の低空飛行に関して、国の申入れについてでございますが、先ほど申しましたけれども、これまでも米軍機と見られます航空機の低空飛行がございましたら、国に対してその都度、申入れをしてきたところでございます。

また、今年度になりまして、米軍機と見られる航空機の飛行の情報が続いたことを受け

まして、6月7日に中国四国防衛局に対しまして、本県上空で、住民に不安や懸念を抱かせるような米軍機の低空飛行訓練が実施されないように対処いただきたいという申入れも直接行ってきたところでございます。その際に、事前に可能な限り、詳細な飛行訓練に関する情報を把握して、私どもに提供いただきたいという依頼もしてきたところでございます。

今後、こうした要請はしっかりと続けまして、国から事前に情報が得られますように継続してまいりたいと、そして情報共有にもつなげていきたいと思っております。

達田委員

低空飛行訓練が、どれぐらいの高度で飛んでいるか、どんな危ない訓練をしているのかと、ずっと前から言い続けていることなんです。ですから、高度については国が調べると言いますが、実はこれも平成24年の本会議で取り上げているのです。平成24年3月1日に、平成23年に飛んだ分を取り上げて、この時は平成23年11月30日に、海部川の河口付近から侵入してきて海部小学校や海陽中学校の上空、約200メートルの高さを飛行したと。海部の駅南の山地では、対地高度が約108メートルだったと推定されると。これは、きちんと解析センターに来ていただいて、撮れた写真を基に解析していただいたんです。あれから何年たつでしょうか。これは国の仕事ですと言いながら、何の解析もされないで7年も8年も放ったらかし、こういう状態なんです。

こういう危ない飛行をして、不安に思っている住民の皆さんは、ずっと辛抱している。高齢者の皆さんは、戦時中にB29が飛んできた時のことを思い出すと、あれはB29どころでない、あつという間にごう音とともに飛び去って本当に一瞬だそうで、恐ろしい飛び方をすると。あんなのがどうして飛んでいるのだろうかと非常に不安に思っておられるし、漁師さんは、海のほうから非常に低い高度でやってくるので、漁船に乗っていたら漁船が攻撃されると思ったというような方もいらっしゃるんです。

そういう住民を不安に陥れるような飛行はしないでもらいたいと言うためには、どれぐらいの低さを飛んでいるのか情報を集めてきちんと国に言わないといけない。ただ飛んでおりました、何回でした、どっちからどっちへ飛んでいきましたではなく、騒音測定器もやつと二つ付きましたので、騒音測定結果がどれぐらいだったと。住民が、非常に撮りにくい写真ですがカメラで撮って、解析までして頼みますと言っても、全然その方向に動かない。危機意識があるのかと言いたいわけなんです。

ですから、高度の解析というのは、きちんと鮮明に写った写真があればできるわけですから、県としてやるべきだと思うのですけれども、どうでしょうか。

臼杵総務課長

県として、低空飛行の実態調査をすべきでないかというところでございます。

県に米軍機の低空飛行と見られる航空機の情報がもたらされた場合には、先ほど申しましたように、国に対してその都度、要請しているところでございます。

先ほど申し上げましたけれども、外交・防衛に関することは、国の専管事項でございます。米軍機の低空飛行に関して、その飛行に関する実態調査につきましても、そもそも国の責任において行われるべきものと、私どもは認識しております。

県といたしましては、県民の皆さんの安全安心をしっかりと確保するために、米軍機と見られます航空機の低空飛行に関する情報がありました場合には、国に対して適切に対処されますよう、今後も引き続き申入れを行ってまいりたいと考えております。

達田委員

国の専管事項だということをずっと繰り返して、その一方で、情報がありました場合にはきちんと届けますと。わざわざ住民の方が、解析センターに行って高度がこれぐらいですということを解析して、それを示しても全く意に介さない。国に対して、こういうふうな状態だったから、やめてもらいたいということも言っていないということなんですよ。県が、どれほど米軍機の低空飛行訓練に対して、危機感を持っていないかということの表れではないかと思えます。

実は、2015年4月21日というのは、それまでずっと低空飛行が行われてきたのだけれども、今日は今までに一番たくさん飛びましたという時ですけれども、この時の記録はございますか。

臼杵総務課長

2015年4月21日の飛行記録でございます。

2015年、平成27年4月21日の目撃情報につきましては、本県におきまして、11時13分頃から14時29分頃の間、牟岐町で9件、那賀町で1件の目撃情報があったところでございます。

記録の内容を申し上げますと、航空機の機数としましては2機、あるいは1機でございまして、高度につきましては、機体はやや大きく見え形状がはっきりと分かる程度でございまして、低いという印象であったというところでございます。騒音測定器での最大測定値は牟岐町で88.7デシベル、住民の方が目撃されまして、また町の職員の方も目撃したというものでございます。このほかに、南方から北西に飛んだ、あるいは北から南東に飛んだなどの飛行の方向や、機種としましてはジェット機であったという報告も頂いております。

達田委員

実は、私もちょうどこの日に現地にいまして、9回か10回飛んだように感じていたのですが、非常に低い位置を飛んで、まるで搭乗している人のヘルメットが見えるぐらい低い所を飛んでいたんです。しかし、素人ですからカメラに写すこともできない、カメラ、カメラと言っているうちに飛んでいく。音がしている時に出ていっても、もう間に合わないという状況だったのですけれども、この時、非常に低い位置を飛んでいたということは、皆さん確認されているわけですよね。その時に、超低空飛行でしたということ、きちんと申入れしたのでしょうか。

臼杵総務課長

この2015年4月21日の飛行に関して、国に申し入れたかというところでございます。

私ども、飛行の目撃情報があると、その都度国に対して申入れを行っているところ

でございます。当然のことながら、先ほど申しました情報とともに、この目撃情報につきまして、国に対し、米軍機かどうかの確認を依頼しますとともに、米軍機であった場合には、低空飛行の中止を米側に申し入れるように県として要請したというところでございます。

達田委員

今まで、ずっとこれに関しての答弁というのは、仮に航空法で定めております最低安全高度が守られていると見られるような事案であったとしても、その都度、外務省に対して状況を報告いたしますとともに2点求めております。米軍機であるかどうかの確認、また米軍機であった場合には是非、低空飛行の中止をしてもらう、そして外務省に対して適切に対処してもらうように要請をしてきたところですよ。これは、今も同じだと思うんです。御答弁されたら同じことを言っているんです。

仮に、航空法で定めている最低安全高度が守られていると見られるような事案であってもという前提が付いているのですが、守られていない場合はどうするのですか。

臼杵総務課長

航空法と言いますか、最低安全基準が守られていない場合の対応というところでございます。

私どものほうで、高度が幾らの高さを飛んでいるというふうな状況につきまして、確認できないところでありまして、例えば、高度を測るような、調査するような専門的な知見はないところでございます。先ほど来出ております6月10日に頂きました資料につきましても、国に対して報告をしているところでございますし、米軍機と見られる目撃情報がありました際には、国にその都度、申入れを行っておるところでございます。

外交・防衛に関することは、国の専管事項でございます。国において責任を持った対応がされているものと認識しておるところでございます。

達田委員

そればかりで同じようなことを繰り返しているのですけれども、例えば高知県では、寄せられた目撃情報に基づいて、国を通じて米軍に、米軍機であることを確認できたものを記載していますということで、ホームページに載せていますよね。少なくとも徳島県も、こういうふうな情報を、県民の共有のものとしてホームページで公開する。そして、市町村に対しては、情報を寄せてもらってくださいという文書も出しているんですよ。市町村の危機管理担当の方に、情報を寄せてもらってくださいと県から送っているんです。それぐらいは、してもいいのではないですか。

臼杵総務課長

県民の皆様や市町村からの情報の共有と提供というところかと思えます。

まず、情報の共有という面でございますけれども、各市町村には、米軍機と見られる航空機が飛来した場合には、県に情報を寄せていただくように毎年度4月に文書にて要請しているところでございます。住民の方が目撃した場合でありましても、ホームページで、

私どもの所まで連絡を頂きますように周知しているところでございます。

また、情報の提供という面でございますが、県民の皆様への情報提供といたしましては、米軍機と見られる目撃情報がありました場合には、報道機関からの取材に対しまして、これまでの目撃日数や騒音測定器の測定状況につきまして、私どもが把握している情報について提供を行っているところでございます。

委員からは、ホームページでの情報提供というお話がございましたが、他県の事例やその効果という面を踏まえる必要があるかというふうに思っておりますので、行うべきかどうかという点も含めまして、今後考えたいと思います。

達田委員

ホームページが有効かどうか、是非検討して実施していただきたいと思うのですが、例えば高知県では、騒音測定器だけではなく、監視カメラを設置するべきではないかという提案がされています。知事は、これは有効な選択肢の一つとして考えられますけれども、いろんな問題があると、しかし、今後検討してみたいと考えるところでありますと答えていらっしゃるんです。一步も二歩も先を行っているんです。情報をまず集めるということがとても大事だということで、米軍機の低空飛行訓練が住民の生活に与える影響を客観的に、確定的な数値として把握すると。今、騒音の測定は2か所ですよ、私はもっと増やすべきではないかと思います。それから、目撃情報が多い地域では、住民の皆さんの協力を得ていろんな情報を集めさせていただいていると。それを元に、国に対して要請書も出すし、知事自らが国へ出向いていくというようなこともしているわけなんです。

今までに知事が、自ら国に対して米軍機の低空飛行に関してやめてくださいと言ったのは何回あったのか、お尋ねして終わります。

臼杵総務課長

知事が米軍機の低空飛行に関して要請をした回数というところでございます。

申し訳ございません、ちょっと手元のほうに資料がございませんので、回数というのは今申し上げることはできませんけれども、知事にはこれまで国に対して、何度も要請に直接行っていただいているところでございます。

達田委員

低空飛行に抗議しに行ったのですね。

臼杵総務課長

米軍機の低空飛行に関して、知事がこれまで要請を行ってきたというところでございます。

原井委員

私からは、今回の6月補正予算関連で、幾つか確認の意味を込めて質問させていただきたいと思っております。

取り分け、いろいろ内訳を見ておきますと、情報通信関連の補正予算が幾つか目にとど

まるわけでございます。県庁内のいろんなシステムを改善したり、また住民の方々へのサービスの部分で、いろんな情報通信の新しいものに取り組んでいこうということで認識させていただいている次第ですけれども、例えば、今年度からスマート県庁推進課という新しい名前の課があります。

恐らく、県庁内の働き方改革や残業を少しでも減らしていくために、そういう意味を含めて名前をつけたかと思うのですけれども、確か前年度も似た課があったと思うのですが、職務分掌的に何か変わったのか、その辺を確認させていただきたい。

脇田スマート県庁推進課長

ただいま、今年度からスマート県庁推進課に変わったということについての御質問であります。

昨年度は、電子行政推進課という課でございまして、県庁全体の庁内の電子行政のシステム関係を取り扱っておりました。今年度も、それは引き続いて所管しているところではございますが、今年度は新たに、AIやRPAの活用等、新しい技術を使つての職員の業務改善、改革につながるようなことをやっていこうというようなことで、今年度から、電子行政推進課からスマート県庁推進課に課名を変更したということでございます。

原井委員

今、課長の答弁の中でAIという言葉が出てきたのですが、新年度の補正予算の中で、AIを活用した全庁総合FAQシステム構築事業というのがございます。かたや監察局にもFAQシステムを導入した、とくしま丸ごとAIコンシェルジュ（仮称）事業というのがあると思います。

いろいろとポンチ絵を見させていただいた中で、私の解釈では、スマート県庁推進課のFAQシステムというのは、飽くまでも県庁内の職員が使用するものであると。例えば、職員がいろいろ業務上分からないことがあれば、そのシステムにアクセスして質問したいことを入力したら、それに対してAIが判断して最適な答えをくれるということだろうと思います。

監察局のほうは、すだちくんコールを確か所管されていると思うのですが、このすだちくんコールは、去年度からAIのいろいろなサービスがあったと思います。すだちくんコールにFAQシステムを導入して、例えば、今は県庁内の話でしたけれども、一般の県民の方々もいろいろネット上で入力したら、それに対するいろんな情報等の答えが出るということだろうと思うのですが、それぞれFAQシステムの中身について、お答えいただきたいと思います。

脇田スマート県庁推進課長

AIを活用した全庁総合FAQシステムについての御質問でございます。

ただいま、委員からもお話がございましたが、当課で所管しておりますAIを活用した全庁総合FAQシステムにつきましては、対象は県の職員向けになっておりまして、業務の引継ぎでありますとか、総務事務関係やパソコンのシステム更新のこと等の内容が、人事異動のある4月当初には大変多く当課のほうに問合せがあるような状況でございます。

これまでも、このような問合せに対しましては、よくある質問のFAQをグループウェアに公表し対応していたわけではございますが、このようなシステムの関係や総務事務関係等のFAQを集約管理いたしまして、今回、そういった業務上の課題点を話し言葉で入力したら、AIが適切な回答を返す対話型の自動応答システムを、AIを活用した全庁総合FAQシステムということで導入いたしまして、担当者が不在のとき等でも、業務上の疑問点が迅速に解決できるというように環境を整備していこうとするものでございます。

これによりまして、職員の業務効率性の向上、ひいては県民の皆様へのサービス向上につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

佐金監察評価課県庁ふれあい室長

とくしま丸ごとAIコンシェルジュ（仮称）事業についてでございます。

これまで徳島県に関する様々な問合せに対しましては、各庁舎での窓口対応でありますとか、ホームページのほうに今、委員のおっしゃいましたFAQを掲載していたり、そのほか県庁コールセンターで電話での対応を行っておりますが、近年では、外国人の観光客や労働者が大きく増加したり、ネット環境を利用した情報検索が増えてきております。今回、お願いしているものは、パソコンやスマートフォン上からの県民からの質問を会話形式で表示していく、自動回答の総合窓口を県のホームページ上に開設しようという事業でございます。ですので、対外的なFAQという形になります。

このシステムのメリットといたしましては、24時間365日対応であるということでございます。また、外国語への対応、AIの学習機能により使用していくうちに回答の精度も上がっていくというようなことが上げられるところでございます。

運営を開始した後におきましても、質問への回答状況などを分析いたしまして、広く回答精度を上げていこうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

原井委員

情報通信関連は、日進月歩で進化しておりますので、私も年は若いですがけれども付いていくのに結構、精一杯のところがございます。

住民サービスであるFAQのほうは、当然、我々議員も使えると思うのですが、県庁内のFAQは、飽くまで職員だけと。我々議員は、例えば、それを確認させてもらう、見させてもらう、どれぐらいの利用頻度であるか、その辺は使わせてもらうことはできないのですか、それは対象外ですか。我々議員も使えるのですか。

佐光スマート県庁推進課業務改革・セキュリティ担当室長

職員用のFAQに対して、議員の皆様方が見ることができるかということですが、基本的には、システムの中身については職員に限定したものとなっております。

それでいて、もちろん使われないと話にならないものでございますので、そういった点におきましては、日頃こういった使われ方をしております、実績としてはこういうものですというふうなことは、折に触れ公開させていただきたいと思っております。

原井委員

セキュリティの問題もあり我々が勝手に使うとなったら、そういった面でぜい弱になってくると思うので、その点は理解させていただきます。また、使用頻度については、こちらが聞けば、いろいろ教えてくれるということで理解させていただきました。

それで、税務課のほうでも6月補正予算の中で、例えば、自動車税をスマートフォンでも簡単に支払いができるといったシステムの構築ということを上げられていると思うのですが、余りイメージが湧かないようなものがあります。県税システム・スマート化推進事業というのがあって、先ほどのシステムとは桁違いの2億円以上の金額が計上されているのですけれど、私もいろいろ調べてみました。

L GWAN－ASPを導入すると、どういうことだろうといろいろ調べてみたのですが、要は、地方公共団体情報システム機構という機構があって、そこが地方自治体でクラウドサービスを展開されようとしているのですね。県がそれに参画することによって、いろんなものが最適化を図れると。大まかに言えばそういうことだろうと思うのですが、2億円以上の結構な予算であるので、中身について簡単に説明していただけたらと思います。

熊尾税務課長

ただいま、県税システム・スマート化推進事業につきまして、御質問いただいたところでございます。

現在、本県で稼働しております県税のデータシステムにつきましては、平成元年度の開発から30年が経過しており、システム等の複雑化、また解析に時間を要するなど、運用上の問題が年々大きくなってきてございまして、この度、委員がおっしゃいましたL GWAN－ASPを使いまして、共同利用型パッケージシステムを導入するという計画でございまして、これにつきましては、今年度から開発に入りまして、令和4年1月の完成を目指して取り組んでいきたいと考えているところでございます。

なお、このシステムにつきましては、委員がおっしゃいました地方公共団体情報システム機構というのではなく、民間の事業者がL GWANに接続しましてサービス提供を行うという部分がございまして、その事業者を活用して開発を行いたいと考えてございます。

原井委員

いろいろ難しいですけど、何となく大枠で理解をさせていただいた次第ですが、これもクラウドの一つですよ。

最後に、1点だけ確認したいことがございまして、二、三年前ぐらいに徳島県のほうで、県が運営するクラウドサービスみたいなものを作ったと思うんです。そこに例えば、いろんな地方公共団体や民間の団体に使ってもらって、その使用料を得ると。そういう形で二、三年前に確かスタートさせたと思うのですが、その運用状況が今どうなっているかだけ教えていただけたらと思います。

岡田委員長

小休します。（14時23分）

岡田委員長

再開します。（14時24分）

佐光スマート県庁推進課業務改革・セキュリティ担当室長

委員御質問の件ですけれども、セキュリティクラウドという県と市町村全てを保護するファイアウォールも含めた防護するネットワーク、その中でメールサービスも使えますというふうなサービスのことを言われているのかと思います。

これにつきましては、当方の管轄ではないのですけれども、機能としては、全ての県及び県内市町村に対するメール等について、防護というふうなことを行っております。それから、各外のサイトへの接続さえも防護を行いまして、それによって中へのセキュリティ的な被害については、それ以降、激減しているというふうなことを聞いております。

詳細については、申し訳ないのですけれども、またお問い合わせいただければと思います。

原井委員

担当が、恐らく政策創造部の違う所ですね。そうしたら明日、政策創造部関係の委員会があるので聞きたいと思います。

臼木委員

原井委員からの関連で、税務行政のスマート化に向けた、自動車税納税キャッシュレス化推進事業について、お尋ねをしたいのですが、私も自動車業界にいたので自動車税には関心があるわけございまして、6月補正の自動車税納税キャッシュレス化推進事業について、もう少し内容を詳しく教えていただけますか。

熊尾税務課長

ただいま、自動車税納税キャッシュレス化推進事業の内容について、御質問いただきました。

自動車税の収納方法につきましては、金融機関等での窓口収納に加えまして、平成21年度からでございますけれども、コンビニ収納を導入しまして、納税者の利便性の向上に努めてきたところでございます。

この度、6月補正に計上しております当該事業につきましては、納税者の更なる利便性の向上を図りまして、県税におけるキャッシュレス化を推進するため、自動車税における新たな納税手段といたしまして、自宅で、手元には現金がなくても簡単に納付ができますように、スマートフォンのアプリを利用しましたインターネットバンキング及びクレジット収納を、令和2年度の自動車税から導入をするものでございます。

臼木委員

これは、昼間に仕事の関係で銀行に行けない人や、近くに銀行やコンビニがない人、また病気などで外出できない人にとって、自宅などで簡単に納付できるようになれば、非常

に助かる、有り難いことです。県民の利便性の向上を図ることは、重要であると思えます。非常にいいことだと思ったので、しっかりと進めていただきたいと思います。

中山委員

1点お聞きしたいのですけれども、未利用財産等の有効活用でリタイアインフラ価値創造事業というのがあると思えます。このリタイアインフラというのは、例えば、老朽化した倉庫をもう一回息を吹き返して使ってみようかみたいなことを、正に言っているものかと思うのですが、どうなのでしょう。

平井経営戦略部次長

中山委員から、この度のリタイアインフラ価値創造事業について、御質問を頂いたところでございます。

お話のありましたように、これまで使ってきたけれども、別の施設ができたので使われなくなった施設を、新しいニーズに応えるために改めて使ってみようではないかとチャレンジしてみるのが、このリタイアインフラ価値創造事業でございます。これまでも、既存ストックの有効利用ということで、県を挙げて取り組んでまいったところでございますけれども、その概念を広げて、そういうチャレンジもしてみたいというものでございます。

この度の6月（肉付け）補正予算の関係で申し上げますと、プレス発表資料に記載もさせていただいてございますけれども、例えば、勝浦町の旧果樹研究所につきまして、リタイアインフラ価値創造事業と位置付けまして、かんきつアカデミーでございまして、地域の交流拠点として、新たに活用できないかというチャレンジをしてみようというものでございます。

中山委員

正にリタイアインフラですから、老朽化している建物を再利用するということですよ。そうしたら、耐震化ができてないからというふうなことで、後ろ向きな答弁を頂くことがよくあるのですが、その辺はどうなのでしょう。

平井経営戦略部次長

そういったリタイアインフラを使用するときに、どのように配慮すべきかということの関連かと存じます。

お話のとおり、活用していく上では、県民の皆様、その施設に従事します職員の安全安心というのは、大前提になるところでございます。例えば、旧果樹研究所におきましても、過去、耐震の工事が行われた又は耐震の調査が行われた等、その辺をしっかりと調査いたしまして、今回の予算計上に至っているという状況でございます。

中山委員

旧果樹研究所はそれで進めていただければいいのですけれど、何が言いたいかと言うと、例えば小松島の港に、運輸政策課か港湾の所有の倉庫があるわけですが、その活用を小松島市民の人たちが、今までずっと何とか使わせてもらえないだろうかみたいなことを

言ってきたのですけれども、いろんなことを理由付けして、なかなか使わせてもらえない。今、何に使っているのか聞いたら、阿波おどりのスタンドか何かを入れているというふうな話だったのですけれど、それはほかにもいろんなストックがあると思うので、そこを小松島市民が使いたいというニーズがあるのだから、そちらのほうが有効に活用できるような気がするので、しかも、耐震ができてないのだったら、民間活力のほうで耐震をしてでも使いたいという要望もあるわけです。

それに対してかたくなに、それはできないというふうなことを言われているのですけれど、どういった理由があるのでしょうか。

平井経営戦略部次長

この度、知事のマニフェストのほうに、リタイアインフラに新たな価値を見いだして使っていくという新たな概念が盛り込まれたところをごさいます。できることから、肉付け補正予算に反映させていただいているところをごさいます。

徳島県内で県所有の施設におきまして、様々な施設があろうかと思えます。もちろん、現在使っているものもあるし、リタイアインフラ的なものもあろうかと思えます。それぞれにつきまして、この新たな概念の下、県民の皆様のニーズにお応えするために、どういう活用ができるのかということ、改めて全庁的に検討してみる段階ではないかというふうに思っているところをごさいます。

個々具体的ケースについて、今どうすべきかということについては、差し控えさせていただければと考えているところをごさいます。

中山委員

地方創生、総合戦略と言われて、今年がもう5年になります。この5年間の徳島県の財政というのは、どうなったのでしょうか。

平井経営戦略部次長

徳島県の総合戦略、v s 東京「とくしま回帰」総合戦略が、平成27年度に皆様の御理解も頂きながら策定いたしまして、御承知のとおり、今年度が第1期の計画完了と5年度計画になってございます。

お話のごさいました財政健全化につきましては、現在の基本方針が、平成29年度から今年度までの3か年計画ということで策定いたしまして、今年度末の数値目標を幾つか掲げまして推進、財政構造改革に取り組んできたところをごさいます。具体的には、実質公債費比率でございますとか、公債費、県債残高、財政調整的基金の目標を設定して取り組んでまいったところをごさいます。

それぞれの数値目標につきまして、全てクリアできるという状況でございまして、ここは委員の皆様から、3か年の計画以前から対策、御指導も頂いているところをごさいます。そういう中で、一定の健全化というのが図られている状況かというふうに思っております。

中山委員

確かに、実質公債費比率にしても、いろいろ部分的に取っていったら、大分良くなってはきておりますけれども、例えば税金にしても、まず県民の暮らしが豊かになったのかというところではないだろうし、全国企業短期経済観測調査によれば、やはり厳しい状況だというふうなことも今朝のニュースで言っていました。だから、これから先、非常に経済的に厳しくなる中で、果たして県は今までどおりのことで、県民に幸福を実感できるような徳島県づくりができるのかと云ったら、非常に疑問なわけです。

先ほど来、答弁を聞いておりましたら、前向きに検討するというふうな答弁もあつたり、他県の事例を鑑みてというふうな答弁もあります。しかし今、徳島ならではの、未知への挑戦というふうなことをうたっている以上、他県の事例とか全く関係ないと思います。徳島ならではのでしょう、徳島ならではのとはどういうことですか。他県に準じてということですか、そうではないでしょう。前向きに検討しますと言っても、いつ前向きに検討するのですか。皆さん、よく前向きに検討しますと言うのですけれども全然、前に進んでいない。だから、地方創生がなかなか実感できないというのが今、徳島県に、地方に置かれている現状ではないかと思えます。

やはり、こういうふうな予算が掛からない、ましてや民間が何とか手を上げて協力してもいいと、官民連携、民間との協働ということをやっているにもかかわらず、いざ手を上げたら、これは前例がないから、徳島県の規約で決まっていること等を言って、なかなか申請を通そうとしない。こういう徳島県の体質というのは、どうかと思うんですよ。そういうことがあつたら全然、地方創生は実現できないと思います。

地方創生はこの部局ではないので、また明日の委員会にしますけれども、このリタイアインフラの価値を創造しようというふうな事業があるのですから、少々無理をしてもいいことをトライアルアンドエラーしてほしい。エラーしたら徳島県としては困るのですけれども、もうずっとエラーしてきているから、これだけ地方が疲弊しているんだと思うので、しっかりともっとより前向きに、言葉だけではなくて、他県の事例などを参考にする必要はない、徳島ならではの徳島県を創るべきだと思います。その辺をどう思いますか。

藤本経営戦略部副部長

今、中山委員から、厳しくも温かいお言葉を頂いたところでございます。

まさしく本日、いろいろな答弁の中で、前向きにと他県の例を見ながらというような言葉を使わせていただきましたけれども、確かに委員がおっしゃるように、これから前例のないような世界が広がる、いわゆる未知の世界が広がる中に我々としては飛び込んでいって切り開いていくというような使命を持っているところだと思っております。

そういう気概をこれからも前面に出していって、徳島ならではの施策が展開できるように頑張りたいと思いますので、これからも御支援よろしくお願いいたします。

岡田委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第12号、議案第13号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

それでは、請願第1号の1「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

久山経営戦略部長

請願第1号の1「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」に関しまして、御説明させていただきます。

私立高校の授業料減免制度につきましては、非課税世帯やそれに準ずる年収がおおむね350万円未満の世帯にあっては、国の就学支援金交付金に県の負担による独自の授業料軽減制度を上乘せすることにより、授業料を無償としております。

また、年収がおおむね590万円未満程度の世帯にあっては、授業料の半額を助成しております。

よろしくお願い申し上げます。

岡田委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

岩丸委員

ただいまの請願について、経営戦略部長から御説明を頂きました。

私立高校の授業料につきましては、低所得世帯では無償化、また年収がおおむね590万円未満の世帯は授業料の半額助成といった制度となっており、かなり充実したものとなっているのではないかと思います。

厳しい県財政の状況の中で、非常にしっかりと頑張ってくれていると考えておりますので、本請願については、不採択とすべきものと考えております。皆様の御賛同をよろしく

お願いいたします。

達田委員

私立高校につきましては、590万円未満の方は半額ということですが、授業料だけではなく、図書充実費や体育文化後援会費等、一般の公立高校と比べて、非常に費用が掛かるというような実情もございます。

590万円未満が半額というのも全額無償化するべきで、採択するべきだと思います。

岡田委員長

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、不採択とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

不採択とすべきもの（起立採決）

請願第1号の1

これをもって、経営戦略部・監察局関係の審査を終了し、本日の総務委員会を閉会いたします。（14時43分）